

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 項 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年度に障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の両計画を、「前橋はーとふるプラン」として一体的に策定しました。

障害者の社会参加や街づくり等、総合的・中長期的な「障害者計画」に対して、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられ、3 年を 1 期として策定することが定められています。このことから、「前橋はーとふるプラン」では、平成 18 年度から平成 20 年度までを、障害者自立支援法に基づく新体系サービス移行期限の平成 23 年度の数値目標に至る中間段階（第 1 期）と位置づけ、「第 1 期障害福祉計画」として策定しました。

また、新サービス体系への移行期間にあたる平成 21 年度から平成 23 年度の 3 か年を第 2 期として、「第 1 期障害福祉計画」の実績を踏まえつつ、新サービス体系における事業の定着や移行にかかる新たな課題への対応等を図っていく計画として、「第 2 期障害福祉計画」を策定しました。

さらに、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年を計画期間として、新サービス体系移行後の計画として「第 3 期障害福祉計画」を策定したところです。

今回は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法に基づき、新たに地域生活支援拠点等の整備の事項等を追加するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を盛り込み、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年を計画期間として「第 4 期障害福祉計画」を策定するものです。

【障害福祉計画について】

障害者総合支援法において、障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の 3 点です。

各年度における障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
障害福祉サービス、相談支援のサービス種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容となります。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

<平成 25 年 4 月 1 日施行>

(市町村障害福祉計画)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(以下省略)

(2) 計画の背景 (障害者施策の動向)

わが国の障害者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、以後着実に進展を遂げてきています。特に、ここ数年は、「支援費制度の導入」「障害者自立支援法の制定・施行」など、障害のある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが、大きく変化してきたことから、それら制度改正の動向を整理します。

支援費制度の開始

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年 4 月から開始されました。

障害者基本計画及び重点施策実施 5 か年計画のスタート

平成 15 年 4 月から、国では新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画」がスタートしました。特に、サービスの再構築として、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設の在り方の見直しとして、入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する旨が初めて定められました。

障害者基本法の改正

平成 16 年 6 月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止が明記されました。

発達障害者支援法の制定

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成 16 年 12 月に制定され、平成 17 年 4 月から施行されました。この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められました。

障害者雇用促進法の改正

精神障害者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成 17 年 7 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行され（一部は平成 18 年 10 月施行）、従業員の 1.8% を身体障害者・知的障害者とする現行の法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害者が加わりました。さらに、平成 25 年 4 月の改正により、障害者の法定雇用率が 2.0% に引き上げられました。

特殊教育から特別支援教育へ

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する LD (学習障害) ・ ADHD (注意欠陥 / 多動性障害) ・ 高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が進められています。

障害者自立支援法の制定

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでは障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することを目指した障害者自立支援法が平成 17 年 10 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行されました（一部は平成 18 年 10 月施行）。

障害者自立支援法施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障害者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

障害者自立支援法の改正

平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。

また、平成 24 年 4 月から、相談支援施策の充実、障害児支援施策の強化策等が実施されることとなりました。

障害者虐待防止法の制定

平成 23 年 6 月に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成 24 年 10 月 1 日施行）、障害者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月の障害者基本法の一部改正により、「障害者の定義の見直し」「地域社会における共生等」「差別の禁止」等の基本原則にのっとり、国及び地方公共団体は、国民の理解を深めるよう必要な施策を行い、国民は基本原則にのっとった社会の実現に寄与するよう努めるものとされました。

障害者総合支援法の施行

障害者制度改革については、平成 21 年 12 月 8 日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で平成 22 年 1 月から「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた議論が行われております。そして、平成 22 年 6 月には、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この閣議決定により、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」において検討が行われており、平成 23 年 8 月には、障害者総合福祉法（仮称）の骨格が提言されました。

これらを踏まえて、厚生労働省では、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築について、平成 25 年 8 月までの障害者総合福祉法（仮称）の施行を目指すこととされてきましたが、骨格提言に対する厚生労働省案が平成 24 年 2 月上旬に示され、それをもとに 3 月 13 日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」（障害者総合支援法）が閣議決定され、平成 25 年 4 月 1 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。

平成 25 年 4 月 1 日施行分では、障害の範囲に「難病」が追加され、障害福祉計画の内容強化、自立支援協議会の強化が盛り込まれました。また、平成 26 年 4 月 1 日施行分では障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が盛り込まれました。

障害者優先調達推進法の制定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的として、障害者優先調達推進法が平成 24 年 6 月に公布されました。（平成 25 年 4 月 1 日施行）

障害者差別解消法の制定

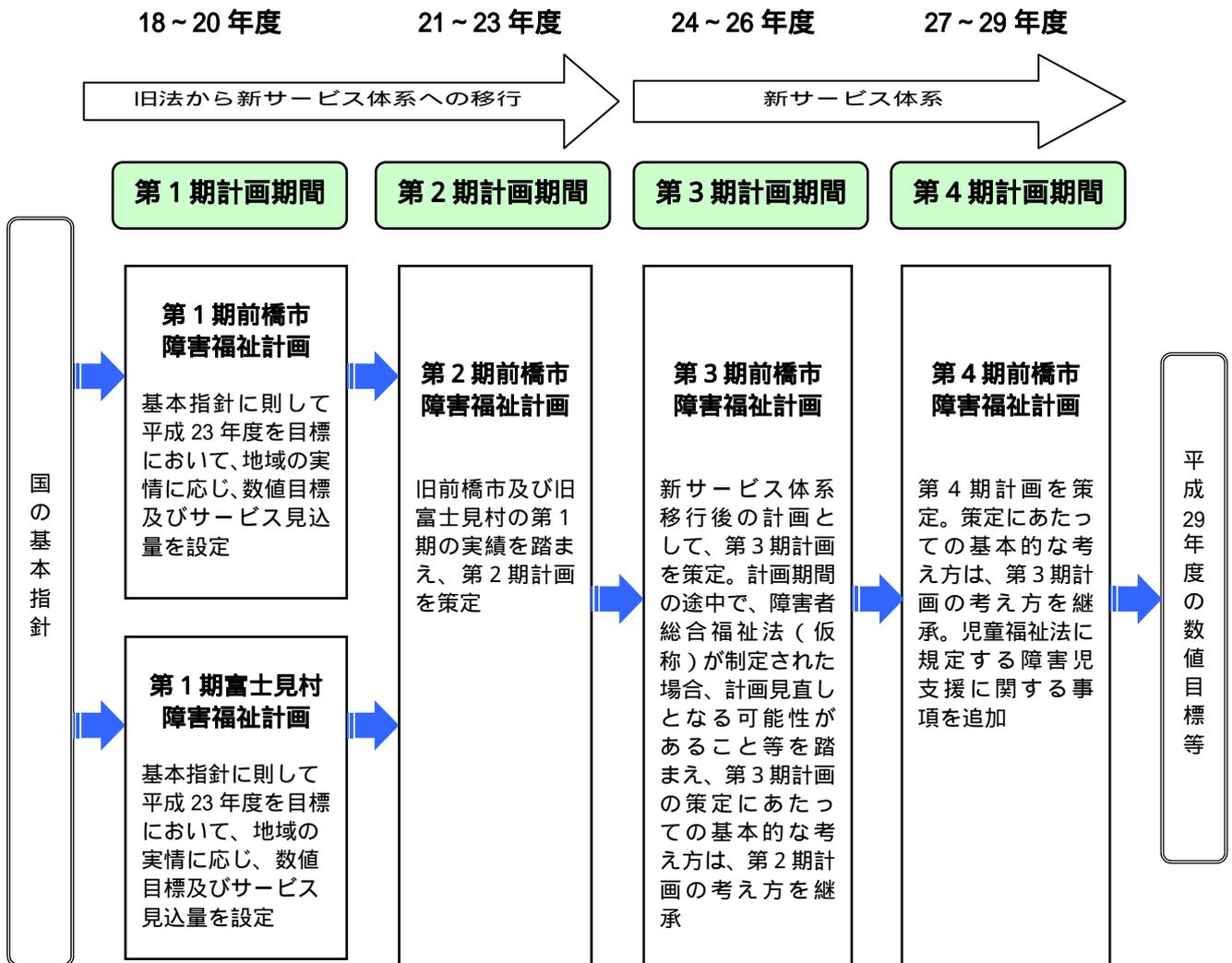
国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定されました（平成 28 年 4 月 1 日施行）。障害者への差別的扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止など差別を解消するための措置等が定められました。

障害者権利条約への批准

平成 26 年 1 月 20 日に、わが国は国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。これにより、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されることとなります。

(3) 計画の期間

この計画は、平成 26 年度までの実績を踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間とします。



(4) 障害者(障害のある人)の定義

平成23年8月に改正された障害者基本法第2条第1項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁()により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障害者(障害のある人)の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

「社会的障壁」とは、障害者基本法第2条第2項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

障害者総合支援法における支援の対象者

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含み、知的障害者を除く。)
- ・難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)

第2項 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

サービス基盤の地域間・障害種別間の縮小

障害福祉サービスに関し、地域間の均衡を図るとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度の一元化により、各障害者が障害福祉サービスを平等に受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。高次脳機能障害者についても同様に対応していきます。

施設入所・入院から地域生活への移行促進

障害者の地域生活への移行の一層の促進を図るため、相談支援体制、住まいの場、日中活動の場の整備・充実に努めます。

就労支援の強化

障害者の一般就労への移行を一層促進するため、障害者等に対し、障害者の一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。